

## 八丈町商工会

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 八丈町商工会
- (2) 監査対象局 産業労働局

#### 2 団体の概要

##### (1) 団体の概要

八丈町商工会（設立：昭和45年2月）は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善及び発達を図ることなどを目的に、主として次の事業を行っている。

- ア 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供
- イ 商工業に関する講習会・展示会等の開催
- ウ 商工業に関する調査研究

##### (2) 組織

団体の組織は、表1のとおりである。

(表1) 団体の所在地、会員数及び役職員等（平成28.3.31現在）（単位：人）

団体名	所在地	会員数	役員				
			会長	副会長	理事	監事	職員
八丈町商工会	八丈町大賀郷2551番地2	387	1	2	25	2	5

#### 3 都との関係

都は、団体が行う事業に対して、表2のとおり、補助金を交付しており、補助金交付額については、表3のとおりである。

(表2) 補助事業の概要

補助事業名 (補助要綱名)	補助対象事業等	補助率等
小規模事業経営支援事業 (東京都小規模事業経営 支援事業費補助金交付要綱)	【経営相談事業】 小規模事業者の経営改善のために実施する 相談・講習会の開催・指導等の事業	(補助対象経費) 人件費及び事業に要する経費 (算定)
	【地域活性化事業】 地域の産業振興や社会的課題の解決等を 目的として実施する事業	補助対象経費の $\frac{10}{10}$ 以内

(注) 1 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

2 補助率は、補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(表3) 補助金交付額実績

(単位：千円)

補助事業執行局	補助事業名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
産業労働局	小規模事業経営支援事業	26,700	26,822	26,948

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成26年度及び平成27年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 本庁(産業労働局) 平成28年5月 9日

(2) 八丈町商工会 平成28年5月27日

### 第4 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行について

団体が行っている表2の補助対象事業について、申請書、決定通知書、実績報告書及び証ひょう等により、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成26年度及び平成27年度における団体による補助事業の実績は、表4に記載のとおりである。

(表4) 小規模事業経営支援事業補助実績

(単位：人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数				指 導 実 績 等				補助金額
	事務 局長	経営 指導員	業務 支援員	記帳 相談員	巡回・窓口 指 導 等	講習会等 開 催	金融 斡旋	記帳 指導	
平成25年度	1	2	1	1	589	16	46	660	26,700
平成26年度	1	2	1	1	505	17	31	616	26,822
平成27年度	1	2	1	1	538	17	25	656	26,948